

## **在宅型医療介護と医療廃棄物-**

講師：永井 英男 NPO法人 危険管理士会 危険管理士  
社団法人日本経営士会 総研主任研究員 経営士

この資料は平成20年10月1日～4日に当会が行った川口市民大学の環境講座に使用された講演資料です。

本資料0004は、当会危険管理士である永井氏による「在宅型医療介護と医療廃棄物」の2回目です。

## 在宅医療廃棄物とは

\* 在宅医療とは

医師、看護師等の訪問を伴うもの

(往診、訪問診療、訪問看護等)

医師等の訪問を伴わないもの (在宅療養)

・自宅自己注射、在宅自己腹膜灌流(CAPDバッグ)

自宅自己導尿、在宅自己注射等。

\* 在宅医療廃棄物とは

・在宅医療に関する医療処置に伴い、家庭から排出される、  
または家庭から排出される可能性のある廃棄物をいう。

(在宅医療廃棄物取り扱い方法検討調査報告書 より)

平成17年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

禁 無断複写

9

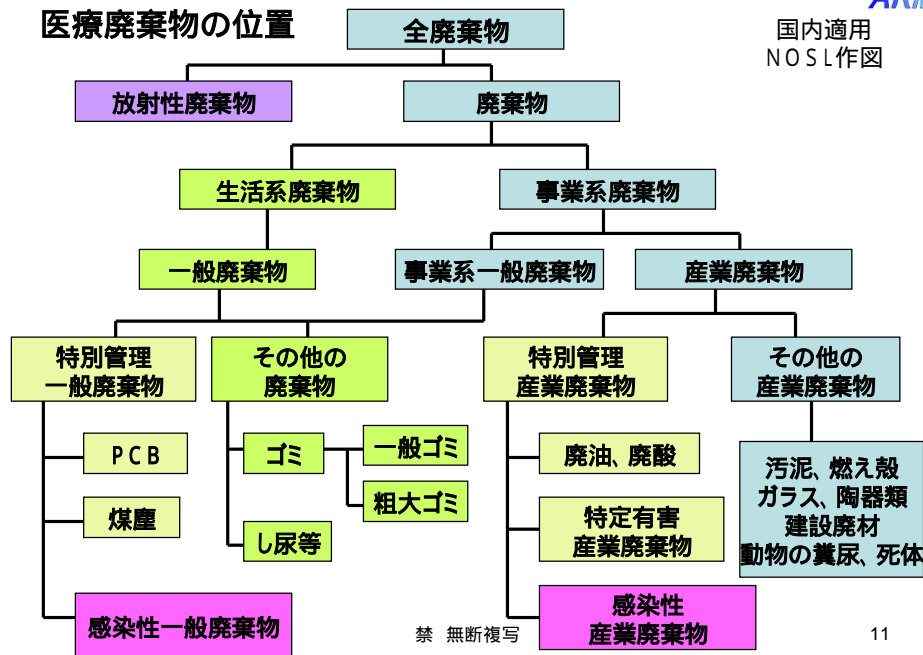
## 在宅医療の実施件数

介護福祉士等による居宅介護、  
訪問介護は含まず

在宅療法	平成3年	平成7年	平成11年	平成15年
在宅自己注射	185919 100	257889 139	432709 233	510974 275
在宅酸素療法	16781 100	47967 286	79143 472	100285 598
在宅自己導尿	4942 100	14998 303	8294 168	29172 590
在宅寝たきり 患者措置	2950 100	9245 313	38750 1314	19552 663
その他				
合計	213897	343756	582901	712902

上位4位までを表記 合計は全体を示す 禁 無断複写

10



## 医療廃棄物とは

\* 「医療関係機関(病院、診療所、衛生検査所、医療関係研究所)における医療行為等に伴って発生する廃棄物」

(「医療廃棄物ガイドライン」平成元年厚生省生活衛生局水道環境部産業対策室編)

\* 具体的な廃棄物

注射針、注射器(ガラス、プラスチック)、輸液セット類、連結管類、カテーテル類、ダイアライザー、血液、血液製剤、血液成分製剤、検査後の培地、ガラス、メス、シャーレ、採血試験管、採血用容器、血液付着ガーゼ、血液付着綿球、血液付着手袋、臓器、実験動物の死体、汚染付着プラスチック、汚染付着ダンボール、汚染付着紙クズ、汚染付着繊維クズ。

# 感染性廃棄物とは 改正平成16年3月

\* 医療関係機関等から発生する廃棄物で

1.形状の観点

- (1)血液、血清、血漿及び体液(精液を含む)以下「血液等」という
- (2)手術等に伴って発生する病理廃棄物
- (3)血液等が付着した鋭利なもの
- (4)病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの

2.排出場所の観点

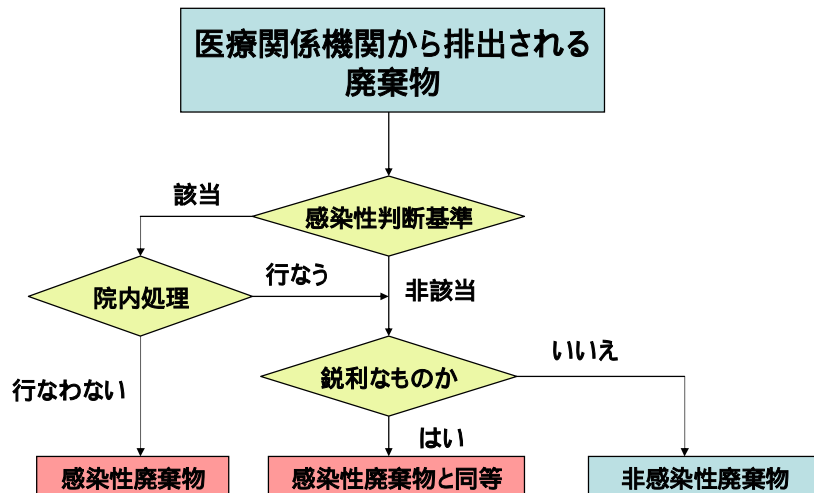
感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室において治療、検査等に使用された後に排出されたもの

3.感染症の種類観点

- (1)一類、二類、三類感染症、指定感染症及び……………
- (2)四類及び五類感染症…医療機器、ディスク、衛生……

## 感染性廃棄物の判定フロー

\*



## 日本の医療機関からの廃棄物

### \* 年間の排出量

感染性廃棄物 約30～40万トン

非感染性廃棄物 約90万トン

合計 130万トン以上

### \* 処理コスト 500億円～1500億円位

### \* 医療廃棄物の問題点は

- ・行政側 無くなる不不正処理
- ・医療側 年々増える処理費用負担
- ・処理業者 分かりにくい法規制

一層の  
モラルの向上を！

これ以上の  
赤字は！

何とかしてー

禁 無断複写

15

### \* 各都道府県知事・各保健所設置市市長 殿 宛て通知

#### 感染性廃棄物の適正処理について

平成16年3月16日 環廃産第040316001号

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

#### 記

- 1.医療関係機関等の感染性廃棄物の排出事業者に関する事項
- 2.市町村に関する事項
- 3.都道府県に関する事項

詳細省略

(別添)

### 廃棄物処理法に基づく 感染性廃棄物処理マニュアル 感染性廃棄物処理対策検討会

禁 無断複写

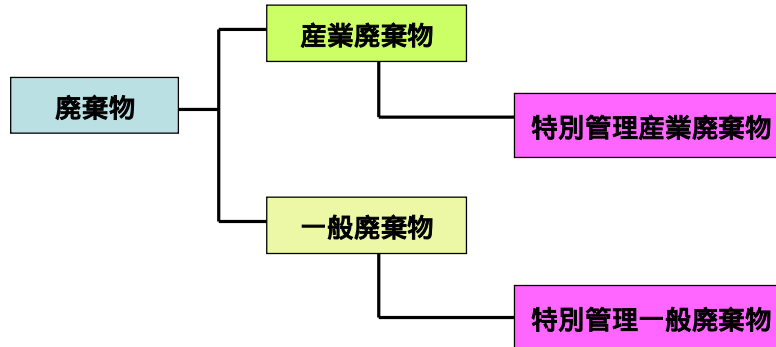
16

2.1 廃棄物の処理方法

全ての廃棄物は、法に基づいて適正に  
処理しなければならない

法第1条

\* 医療関係機関等から排出される廃棄物は法に規定する廃棄物の種類に応じて分類する。



禁 無断複写

17

2.2 廃棄物の処理体制

医療関係機関等は、医療行為等によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

法第3条

1. 一般廃棄物及び特別管理一般廃棄物は、市町村の指示に従って処理するものとする。
2. 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物は、排出事業者が自らの責任の下で、自ら又は他人に委託して処理するものとする。

1. 医療関係機関は一般廃棄物、産業廃棄物の区分に関係なく、その廃棄物の排出事業者としての責務を有する。
2. 市町村は廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずる責務がある。しかしその設備の処理能力により処理できない場合は医療機関は自ら処理、又は市町村の許可を得た処理業者に委託しなければならない。

禁 無断複写

18